

【予告版】

令和7年10月から プラスチック製品の分別収集を開始します

地球規模の課題である「海洋プラスチックごみ問題」や「気候変動問題」への対応を契機として、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

南但広域行政事務組合（養父市・朝来市）では、プラスチックのうち、現在、プラスチック製容器包装のみを「資源ごみ」としていましたが、更なる資源循環の拡大に向け、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、これまで燃やすごみとしていました「プラスチック製品」を「資源ごみ」として、分別収集します。

分別区分については「**プラスチック類**」（プラスチック類＝プラスチック製品＋プラスチック製容器包装）として収集します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

プラスチック類の出し方

令和7年9月30日まで



燃やすごみ



プラスチック製品



資源ごみ



プラスチック製容器包装
（プラマークのあるもの）

令和7年10月1日から



「プラスチック類」として分別収集・資源化



拠点施設等の回収容器
（折り畳みボックス）に
まとめて、バラ（袋に入
れない）で出していだ
きます。

週1回の収集日に収集します

対象となるプラスチック類

- 内部の部品を含めて、全部または大部分がプラスチックでできているもの

※「全部」とはプラスチック素材100%をいいます。

※「大部分がプラスチックでできているもの」とはプラスチック製の洗濯ばさみなどのように、一部ネジやバネがついている程度をいいます。

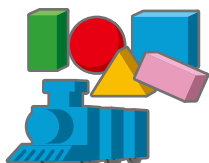
※手で簡単に取り除けるものは、「プラスチック素材100%」となるように取り除いてください。



対象となるプラスチック類の例



コップ・歯ブラシ



おもちゃ



洗面器



くし・ハンガー



ストロー・スプーンなど

- プラスチック製容器包装

プラスチックはえらんで、減らして、リサイクル

× 対象とならないプラスチック類

× 汚れているもの

食べ残し、生ごみ、土砂等が付着したままのものや汚れが取れないものは、これまでどおり「燃やすごみ」として出してください。



× 汚れているもの
(燃やすごみへ)

× 一辺の長さが50cm以上のもの

× 使用済小型電子機器やリチウムイオン蓄電池を使用する機器等、火災を生ずるおそれのあるもの

(例) 電気で動くおもちゃ、加熱式タバコ、ハンディファン、ゲーム機、ライター 等



× ライター
(危険ごみへ)

× 人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの

(例) 点滴用器具(輸液パック部分は除く)、注射針、注射器等



× 点滴用器具、注射器
(医療機関へ返却)

× 作業員が怪我をする危険性があるもの

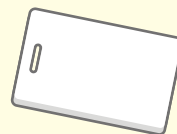
(例) カッター、包丁、料理用スライサー、安全カミソリ等、プラスチックと刃物が圧着されたもの。



× 刃物が圧着されたもの
(不燃ごみへ)

× リサイクル設備に影響を与えるもの

(例) まな板、擬木等の厚みのあるもの。(厚さ5mm程度以上)
ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の
炭素繊維やガラス繊維で強化されたもの。
ビールケース、クーラーボックス、
ホースリール、ポリタンク 等



× 厚さ5mm程度以上のもの
(燃やすごみへ)



× ポリタンク
(燃やすごみへ)

× リサイクルすることが困難なもの (繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの)

(例) くつ、長ぐつ、スニーカー、スリッパ、かばん、ハンドバック、ポーチ 等



× ゴム製品
(燃やすごみへ)

× 農業用廃プラスチック

(例) 水稻育苗箱、マルチシート、あぜシート 等



× ペットボトル

× ペットボトル

これまでどおり必ず「ペットボトルの収集日」に出してください。

※詳しくは、令和7年9月配布予定の「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き(改訂版)」でお知らせします。

※分別収集を開始する10月当初は、多量のプラスチック製品が出されることが予想されますので、少量ずつ出してください、回収容器があふれないようにご協力をお願いします。

お問い合わせ先

南但クリーンセンター

南但広域行政事務組合 環境課

メールアドレス:kankyo@nantan.hyogo.jp
〒669-5243 朝来市和田山町高田817-1
TEL:079-670-3366 FAX:079-670-3367